

円山動物園春期動物舎等砂入替業務

1 業務名 円山動物園春期動物舎等砂入替業務

2 履行場所 札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

3 履行期間 令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

4 業務目的

動物の健康保持及び動物舎の衛生管理を目的とした、動物が使用していた床材用の砂等の入れ替え。

5 業務概要

- (1) 別添に示す各動物舎において、指定する資材及び数量の砂等の搬出及び搬入、並びに動物舎から搬出された砂等の山口処理場への運搬を行う。
- (2) 本業務の実施に当たり、園内動物の状態の異変による作業中断や、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急の作業中断にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示による。

6 現場条件

- (1) 作業日及び作業時間は委託者との協議で決定すること。
※動物園開園時間 9時30分～16時30分
休園日は毎月第2・4水曜日、4月6日（月）～4月10日（金）
- (2) 開園時間中の大型車両（10tダンプ等）の園内走行は一切禁止とする。開園中の園内走行は軽トラック以下の車両であれば可能とするが、誘導員を配置すること。自動車の走行速度は開園・閉園問わず、8km/時以下とする。
- (3) 園路に面した箇所での作業には交通誘導員及び人止め柵等を設置すること。
- (4) アフリカゾーン（キリン館、カバ・ライオン館）の草食動物が屋外放飼場に出ている時間帯は、付近の車両走行を禁止する。
- (5) 家畜伝染病予防法に基づき、園内入構時の靴裏消毒の実施（入構車両は門に撒かれた石灰を踏むように走行）すること。
- (6) 高病原性鳥インフルエンザが札幌市内、又は北海道内で発生した場合は、獣舎のバックヤードへの立ち入りが制限されるため、作業予定を変更する場合がある。また、高病原性鳥インフルエンザ発生中に作業を行う場合は、作業前に使用する機材を消毒すること。消毒に使用する噴霧器及び消毒液は委託者が提供することとする。

7 砂入替業務等仕様

(1) 総則

ア 来園者への配慮

(ア) 受託者は、本業務が札幌市の有料の社会教育施設内で行うものと認識し、来園者に不快感を与えないよう業務にあたること。

(イ) 服装は来園者に不快感を与えないものとする。

イ 飼育動物への配慮

- (ア) 飼育動物に精神的・身体的負担を極力かけないよう注意を払うこと。このことに関する飼育員の指示がある場合はそれに従って作業を行うこと。
(例：不用意に近づかない、触ろうとしない等)

(2) 砂入替

ア 資材の確認

- (ア) 使用する資材（砂、碎石等）は、事前に全種のサンプルを提出し、委託者の確認及び了解を得ること
- (イ) キリン動物舎とヒツジ動物舎に使用する砂は、以下の規格又は同等品の資材とする。

適合品	日高産グリーン砂 (kz30G. M) 取扱業者：焼砂工房 カズマ 札幌市北区北27条西16丁目6-26 (電話・FAX 011-756-2776)
同等品条件	グリーン砂 ※ 粒度試験結果が以下を満たすもの → (ふるいに留まる量が) 1.18mm以下：含まない、1.18～1.7mm：65%以上、 1.7～1.98mm：15%未満、1.98～2.4mm：15%未満、2.4～3mm：10%未満、3mm以上：含まない

- ※ 同等品で入札等に参加しようとする場合は、「同等品・規格確認書」にサンプルと同等品条件を満たすことがわかる書類（パンフレット、各種試験結果等）を添えて、事前に担当課へ提出し、あらかじめ確認を受けること。

- (ウ) ピールチップについて
ピールチップは、新しく、大きな破片を含まないものを用意すること。分解が進んでおり、キノコ等が生えているものは搬入不可とする。

イ 施工箇所及び数量等について

別添「動物舎ごとの資材 搬出・搬入量一覧」による。

ウ 施工方法及び現地確認について

- (ア) 施工方法については、別添「動物舎ごとの資材 搬出・搬入量一覧」の施工方法等欄を確認すること。
- (イ) 作業開始時までには委託者立ち合いで現地確認（施工方法、搬入砂置き場、交通誘導員の配置、人止め柵の配置、搬出入経路等）を行うこと。
- (ウ) 各動物舎での作業完了時には、ビニール袋、ブルーシートその他の異物が動物舎内に取り残されていないか十分に確認を行うこと。
- (エ) 搬入・搬出方法については、ゾウ舎のみ機械運搬を行い、その他の獣舎については人力運搬を行うこと。

エ 特に留意すべき事項について

- (ア) こども動物園（ウマ・ヒツジ舎）での作業
全ての砂を搬出後、園職員が清掃・消毒作業を行うため、1時間程度以上空けた後、搬入作業となる。
- (イ) モンキーハウスでの作業
ピールチップ20m³分は屋外で1か月以上放置したのち、搬入すること。
- (ウ) カバライオン館（ヤマアラシ）での作業
暗渠と透水シートは撤去することとし、処分については円山動物園内指定場所に小運搬することができる。

- (エ) オランウータンとボルネオの森での作業
ピールチップ全量は、キーパー通路内に1か月以上放置したのち、搬入すること。

【参考：ピールチップ拡大】



(3) 砂の運搬

動物舎から搬出した砂等は「山口第3処理場（札幌市手稲区手稲山口364）」へ運搬すること。

砂等の搬入開始の1週間前までに、「公共工事発生残土搬入申請書」を、委託者へ提出すること。その後、許可番号、契約書（写）を札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所（札幌市東区東苗穂2-2）に提出し、処理場管理事務所にて許可証と伝票を受け取ること。なお、申請書の受付は平日（月～金）の9時00分から16時00分までとなっている。提出する際には、必ず、事前に上記管理事務所（電話：011-783-5314）まで電話連絡すること。また、砂等を上記処理場に搬入する際は、委託者及び上記管理事務所の指示に従うこと。

前述の砂等は、動物園内の指定場所に一時的に堆積することを認める。動物園内の指定場所を使用する場合は、以下の点に留意すること。

- ア 一時堆積場所では、動物舎から搬出した砂等が指定場所内に留まるようコンパネやブルーシート等を活用するなど配慮すること。
- イ 処理場への運搬時、動物舎から搬出した砂等の取り残しが無いこと。
- ウ 必要に応じ、砂搬入等による整地を行うこと（別添「動物舎ごとの資材搬出・搬入量一覧」の分量外）。

8 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 現場責任者及び従事者名簿（自由様式）・・・1部
- (2) 業務計画書（自由様式）・・・1部
- (3) 使用車両一覧（自由様式）・・・1部

園内に入構する車両は、車種、車両番号をあらかじめ委託者に届出を行い、許可を得ること（作業員等の人員輸送については、可能な限り公共交通機関の利用に努め、車両を使用する場合は原則乗り合いにより必要最小限にとどめること）。

- (4) 緊急連絡体制表（自由様式）・・・1部

9 衛生管理区域出入りチェック表の提出

家畜伝染病予防法に基づき、こども動物園内及びキリン館(ダチョウ)の作業をする前日もしくは当日に以下の書類を委託者に提出すること。

- (1) 衛生管理区域出入りチェック表（指定様式）

10 業務完了届の提出

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

- (1) 完了届（所定様式）・・・1部
- (2) 搬出・搬入量実績内訳表（A4又はA3、自由様式）・・・1部
- (3) 土砂搬入票（札幌市環境局処理場管理事務所発行）の写し・・・1部
- (4) 業務写真帳（A4、自由様式、ただし以下の要件を満たすこと）・・・1部

ア 写真の種類 電子媒体（デジタルカメラ）カラー

イ 撮影項目 作業状況（着手前、作業中、完了の工程が確認できるもの）

ウ 撮影頻度 施工箇所、使用する資材ごとに着手前、作業中、完了後を標準とする。

エ 留意事項

(ア) 撮影時には、業務名、撮影日、撮影場所、作業状況を記入した手持ち看板を写し込むこと。

(イ) 写真は、作業状況、寸法等の確認・判定等ができるものであること。

(ウ) 撮影機材は、有効画素数200万画素以上、プリンターはフルカラー300 dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものを用いること。

- (5) その他業務報告書（自由様式）・・・1部

その他業務報告書は、打合せ記録簿、調査・検討資料、調査報告書など、業務の遂行にあたり必要となった資料及び委託者が特に必要と判断した資料等を指す。委託者の指示により、CD-R等による提出を求めることがある。

11 負担区分

業務の履行に必要な人員、用具、機材及び資材等は受託者負担とする。

12 その他

- (1) 本業務の内容や施工部分及び業務仕様書等に疑義がある場合及びこの仕様に定めのない事項がある場合は、速やかに委託者と協議を行わなければならない。協議を行った場合は協議記録を作成し、提出するものとする。
- (2) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は速やかに委託者に連絡すること。
- (3) 敷地内は全面禁煙のため、いかなる場所でも喫煙しないこと。
- (4) 受託者は本業務で知り得た内容、情報等を第三者に漏えいしたり、SNS等にアップしないこと。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (6) 発生材の処理は適法に処理を行うこと。
- (7) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に努めること。